

国府の地域的集団安全保障組織創設の模索

——ケネディ政権の登場と「太平洋案」の提出⁽¹⁾——

石川 誠 人

はじめに

- 一 国府の国際的地位の動揺とケネディ政権の登場
 - 二 東アジア反共四ヶ国外相会談の開催
 - 三 地域的集団安全保障組織創設案の具体化
 - 四 「太平洋案」の提出とその不採用の決定
- おわりに

はじめに

東アジア冷戦の前哨国家はアメリカを主軸とした二国間同盟による、いわゆるハブ・アンド・スポーク型の安全保障体系に組み込まれていた⁽²⁾。しかし、前哨国家による地域的連携の試みがなかったわけではない。例えば一九四九年二月にフィリピンのキリノ大統領 (Epifanio Quirino) が提唱した「太平洋条約 (Pacific Act)」に対しては、国府の蒋介石総統や韓国の李承晩大統領が呼応し、三ヶ国は連携を深めるとともにアジア地域での集団安全保障組織の

創設を模索した⁽³⁾。また五四年には国府と韓国が中心となり、アジア諸国の半官半民の会議である「アジア民族反共連盟 (Asian Peoples' Anti-Communist Conference)」を結成した⁽⁴⁾。こうした東アジア冷戦の前哨国家による域内連携の模索に関する既存の研究は、五〇年代におけるフィリピンと韓国の試みに集中している⁽⁵⁾。

だが、一九六一年にも東アジアでは域内連携の試みが活発になっていった。一月にはフィリピン、国府、韓国、ベトナム共和国「以下「南ベトナム」と記す…筆者注、以下同」による初の反共四ヶ国外相会談が開催された⁽⁶⁾。東南アジアにおいては七月に、マラヤ連邦、フィリピンおよびタイの三ヶ国が、東南アジア連合 (Association of South-East Asia = ASSA) を結成した。これは、東アジア地域初の域内諸国のみから構成される地域協力機構であった。さらに、八月には国府がアメリカに対して「太平案」という太平洋・東アジア地域の集団安全保障組織の構想を提起した。

一九六一年に東アジアで域内連携の模索が活発化した背景には、ラオスでの共産主義勢力の拡大に対して東南アジア条約機構 (Southeast Asia Treaty Organization = SEATO) が有効な対策を取れなかったこと、ケネディ (John F. Kennedy) 新政権が反共主義政策を後退させるのではないかという猜疑心が前哨国家に広まったことがあった。つまり、共産主義へ対抗し同盟国を支援するというアメリカの「信頼性 (credibility)」が揺らいだのである。こうした中で、東アジア冷戦の前哨国家は域内連携を強化することで共産主義勢力の拡大に対抗するとともに、交渉力を高めてアメリカに対し毅然とした反共姿勢を貫かせようとした。

殊に、後述する国連中国代表権問題において優位を失った国府にとっては、アメリカの決然たる反共主義政策は、自身の国際的地位を守る上で不可欠であった。そこで国府は、「太平案」というアメリカを中心とする地域的集団安全保障組織の構想を提出することで、東アジア地域におけるアメリカの共産主義に対する軍事的対抗姿勢を確保し、さらに東アジアの反共主義諸国の結束を強めることでその国際的地位を守ろうとしたのである⁽⁷⁾。

本稿では、ケネディ政権の登場に対する国府の認識を明らかにした上で、国府が「太平案」を提出するに至るまでの過程を追い、これを提出した背景と目的について考察する。さらに、ケネディ政権の「太平案」不採用の決定がその後の国府および米華関係の動向に与えた影響を検討する。⁽⁸⁾ 資料は主に米台双方の公開政府文書およびオーラル・ヒストリーに基づく。

- (1) 本稿では便宜的に、台湾移転以降の国民党一党支配下の「中華民国」政府を「国府」と記してその略称を「華」とし、「中華人民共和国」政府を「中国」と記してその略称を「中」とする。国府と中国との関係は「国共関係」と記す。ただし、国府の唯一の正統政府としての主張として「中国」に言及する場合には括弧付きで「中国」と表記する。また「沿岸諸島」は、国府が実効支配する中国大陸沿岸の金門・馬祖諸島の総称とする。
- (2) 本稿における「東アジア」とは、東西は日本から中国・ミャンマー（ビルマ）に至り、南北はモンゴルからインドネシアに至る間の国と地域を指す。また、「前哨国家」については以下の文献を参照。藤原婦一「アジア冷戦の国際政治構造―中心・前哨・周辺」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会7 国際化』東京大学出版会、一九九二年。藤原も指摘しているが、「前哨」という位置づけは政策決定者の主観に基づいており、固定的なものではない。本稿では便宜的に、藤原の定義とは異なるが、東西陣営の軍事対立の前線に位置づけられた、国府、韓国、ベトナム共和国、フィリピン、タイ等の西側諸国を東アジアの前哨国家とする。これは、上記の国々と日本を区別するためである。
- (3) キリノ大統領による「太平洋条約」構想の提案と構想のその後の展開についての研究として、以下の論稿がある。Charles M. Dobbs, "The Pact Never Was: The Pacific Pact of 1949," *Journal of Northeast Asian Studies*, no.3 (Winter 1984)・伊藤裕子「太平洋条約」構想の変容―アジア太平洋地域安全保障合への動きとフィリピン・インドシナタイプ 一九四九―一九五一」『国際関係紀要』（亜細亜大学国際関係学会）第一〇巻第三号（二〇〇一年三月）。
- (4) 「太平洋条約」の発案から挫折に至るまでの過程と、その後「アジア民族反共連盟」結成に至る経緯に対する韓国外交の関与と主導については、以下を参照。崔泳鎬「李承晩政権による反共外交の展開―韓国対東南アジア外交の始まり」『アジア経済』第三二巻第二号（一九九一年五月）および松田春香「東アジア「前哨国家」による集団安全保障体制構想とアメリカの対応―「太平洋同盟」と「アジア民族反共連盟」を中心に」『東京大学アメリカ太平洋研究』（東京大学アメリカ太平洋地域研究センター）第五号（二〇〇五年三月）。
- (5) 一九五〇年代における国府の反共同盟設立の模索を考察したものととして、呉瑞雲「戦後中華民国の反共連合政策」台北、中央研究院東北アジア地域研究、二〇〇一年、がある。
- (6) 管見の限り、このアジア反共四ヶ国外相会談に触れている先行研究は、崔喜植「一九六〇年代序盤の韓国のアジア外相会議構想とそれをめ

ぐる日韓関係」『法学政治学論究』（慶應義塾大学院法学研究科）第六九号（二〇〇六年六月）のみである。

(7) 冷戦の前哨に位置していない日本が「東アジアの反共主義諸国」に含まれるか否かは政策決定者の主観による。例えば一九五〇年代の東アジア反共同盟の対象については、後述するように国府は日本を含めていたものの、韓国は一貫して日本を排除していた。また、「太平案」においても日本を含むか否かには国府内部で議論があった。注(81)を参照されたい。

(8) 先行研究ではコチャビが「太平案」に言及しているが、国府が「太平案」を提出するに至った背景については考察していない。Noam Kochavi, *A Conflict Perpetuated: China Policy During the Kennedy Years* (Westport: Praeger Publication, 2002), p. 138.

一 国府の国際的地位の動揺とケネディ政権の登場

1 国府の国際的地位の低落の危機

一九六〇年三月に国府の国民代表大会は三期連続で蔣介石を総統に選出した。中華民国憲法には総統連続三選禁止規定があったが、蔣介石は戒厳令と大陸選出の「万年議員」が占める国民代表大会を利用して超法規的措置により総統職に留まったのである。⁽⁹⁾だが、蔣介石が終身的な独裁体制の構築に乗り出したこの時期に、国府の国際的地位は不安定になってきていた。

一九五〇年代末期に、アメリカでは中国問題を「二つの中国」あるいは「一つの中国、一つの台湾」の方策により解決する期待が高まっていた。その代表的な議論は、アメリカ上院外交委員会より対アジア外交についての研究を委託されたコンロン・アソシエーション (Conlon Associates, Ltd.) が五九年一月に提出した「コンロン報告」である。「コンロン報告」は、中国の共産党政権の統治が磐石であることを認め、アメリカの対中政策の最終的な目標として、中国の国連加盟の容認、住民投票による「台湾共和国」の樹立およびその国連加盟の支持、さらに中国の外交承認を掲げた。⁽¹⁰⁾

「コンロン報告」は政府の見解ではなく、アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 政権の対外政策を左右する⁽¹¹⁾

とはなかった。⁽¹¹⁾しかし、アメリカ議会の委託によりなされた報告が「中国」唯一の正統政府という国府の主張を否定していたため、国府の不安を煽った。⁽¹²⁾また、アジア政策についての勧告を執筆したのが、日本政治の研究者として著名なスカラピーノ（Robert A. Scalapino）カリフォルニア大学教授であったことも、「コンロン報告」が注目される原因となった。⁽¹³⁾

中国という政治的実体の存在を認めず「漢賊両立せず」を外交政策の原則とする国府は、「コンロン報告」に反発した。一月一四日に外交部スポークスマンの沈劍虹は、「コンロン報告」は中国の実力を過大視していると批判し、「自由世界の宥和は、匪共「中国」をさらに凶暴にし、極東の平和をこれまでよりもさらに得難くするだけである」と、中国への宥和的な姿勢の無意味さと危険性を強調した。⁽¹⁴⁾

しかし、国府の「コンロン報告」に対する反発は限定的であった。翌年一月一日の国民党中央委員常務委員会「以下「中常会」と略記」において、第四組と第六組が「コンロン報告」の対中和姿勢を批判したものの、「台湾共和国」樹立や中国国連加盟の主張には言及しなかった。⁽¹⁵⁾この会議の主宰である陳誠国民党副総裁も、「わが国は宣伝上「間違った主張に対し」反駁し直すべきであるが、さらにその「コンロン報告」の「わが国への批判に対して、政治、軍事、経済各方面で全体的な反省をし、改善をすべきである」と会議を締めくくった。⁽¹⁶⁾つまり、この時期の国府には「二つの中国」や「台湾独立」の言論に対する警戒心は薄く、「コンロン報告」の批判を部分的に受け入れる姿勢さえ見せていたのである。

しかし、「中国」唯一の正統政府であるという国府の主張を揺るがす事態はさらに生じた。一九五九年五月の第五五回国際オリンピック委員会（International Olympic Committee = IOC）総会は、翌年のローマ・オリンピックの開催を目前に、国府の「中国オリンピック委員会（Chinese Olympic Committee）」に対して、国府が「中国」を代表していないことを理由に改称を要求した。そこで国府は、「中国」ではなく「中華民國オリンピック委員会（Re-

public of China Olympic Committee)に改称することでIOCに留まろうとした⁽¹⁷⁾。これに対し、翌年八月に開催された第五八回IOC総会は、「中華民国オリンピック委員会」の名称を組織名としては承認したが、ユニフォーム、大会記録やプラカードには「台湾 (Formosa または Taiwan)」と記すよう要求し、国府が「台湾」の代表であることを明確にしようにとした⁽¹⁸⁾。

国府はこの要求に柔軟に対応した。八月十七日の中常会において、蒋介石は、「国際オリンピック委員会に参加するかどうかの議決は、共匪「中国」が参加しなければ我々は参加を決定するというだけの問題」であり、「やむを得ない場合には括弧つきの台湾の二字を用いる」と指示した⁽¹⁹⁾。つまり、中国との同時参加でなければ、「台湾」の名義は受け入れられるというのである。ただし、国府は「中国」の正統政府であるという主張を損なわないように、ローマ・オリンピックの開会式では国府の代表団に「Taiwan」と記されたプラカードの他に「Under Protest (抗議中)」と書かれた横断幕を持つて行進を行わせた⁽²⁰⁾。

このように国府は自身の国際的正統性を崩しかねない事態に比較的冷静に対応していた。だが、国際的地位の凋落に対する不安感は募っていた。蒋介石の総統再任が決まった際に、アイゼンハワー大統領に再三に渡り祝電を求め、ドラムライト (Everett F. Drumright) 駐華大使から祝辞を受けようやく安堵したことがその表れであった。アメリカが蒋介石の総統職継続に賛成していないために祝電を送らなかつたとする中国のラジオでの喧伝に対し、国府は「一般世論および国民心理はもともと鋭敏な感覚を持っている」と過敏に反応していたのである⁽²¹⁾。この背景には、台湾において『自由中国』誌が蒋介石の総統三選批判を展開し、その手続きの不当性を訴えていたことがある⁽²²⁾。蒋介石の総統選出に対する国際的な承認は、この国内の批判を封じるために必要であった。しかし、前年に駐米大使の葉公超は、アメリカでは特に民主党を中心に総統三選に対し反発が生じることを予測し、「その攻撃の出発点は必ずや我が総統は独裁者であり、我が憲政は偽の飾りであると謗ることである」と黄少谷外交部長に対し

て報告していた。⁽²³⁾ よって、アイゼンハワーが総統再選の祝電を送らなかったことは、アメリカが国府の正統性に疑義を呈し、国府を見捨てようとしているという不安を惹起していたのである。蒋介石の三選を期に、国府はその正統性に対する国内外の承認の有無に敏感になっていた。

しかし、一九六〇年一月に行われた第一五回国連総会での中国代表権問題に関する投票は、国府を「中国」唯一の正統政府とすることに異議を唱える国が増加していることを如実に表した。

一九五〇年代において、国府国連議席は、中国代表権問題の国連総会での討議を拒否する「審議棚上げ案」をアメリカが国連総会で可決させることで守られてきた。しかし、六〇年の国連総会では、「審議棚上げ方式」に対する賛成票は前年の四五票から四二票に減少したのに対して、反対票は二九票から三四票へ、棄権票は四票から二二票へと増加した。したがって、仮に翌年に六〇年の棄権票の半数でも反対票に回れば反対票が過半数を制するた⁽²⁴⁾め、「審議棚上げ方式」は否決され、中国の国連加盟と国府の国連議席喪失が現実のものとなるのである。こうして、国府は国際的な正統性を喪失する危険にさらされてしまった。

2 ケネディ新政権に対する国府の警戒

一方アメリカでは、一月八日に民主党のケネディが次期大統領に当選し、政権発足の準備に取り掛かり始めた。

ケネディ民主党政権には対中・対華政策の見直しの提唱者も加わった。国連大使となるステイブンソン (Aldai E. Stevenson) は、一九五九年九月に中国の国連加盟問題の処理は他の国連加盟国に委ねるべきであると中国国連加盟を容認する発言をしていた。⁽²⁵⁾ さらに、『フォーリン・アフェアーズ』誌の六〇年一月号においても、中国国連加盟の容認、住民投票による台湾住民自身の政治体制の選択、台湾海峡危機の舞台であり国府が固守した沿

岸諸島からの撤退の受け入れなどを提言していた⁽²⁶⁾。また、同誌の六〇年四月号では、国務次官に就任するボールズ(Chester A. Bowles)が、軍備管理のために対話を通じて中国を国際社会に取り込む必要性を説いていた。ボールズはさらに、国府に「大陸反攻」を放棄させて、共産主義とは対照的な自由と経済的繁栄を享受する「近代的な非共産主義的中国社会」である「中台国(Sino-Fornosan nation)」の樹立を訴え、加えて沿岸諸島の中立化を主張していた⁽²⁷⁾。ケネディ自身も大統領選挙の際の第二回テレビ討論会において、非戦闘時における沿岸諸島からの撤退を支持していた⁽²⁸⁾。

こうした言論を許容するケネディ陣営の方針は「漢賊両立せず」の原則を固守し、沿岸諸島の防衛に自身の存亡をも賭ける国府の政策と矛盾するものであった。蒋介石は、ケネディの沿岸諸島撤退の主張に対し「外島〔沿岸諸島〕は中華民国の不可分の一部分であるから、たとえ最後の一人まで戦うことになっても、我々は最後まで防衛しなければならない」と述べて、反発していた⁽²⁹⁾。

もっとも、国府はケネディ政権が発足後即座に対中・対華政策を変更すると認識していたわけではない。一九六〇年一月に中常会はケネディ当選の影響の分析とこれへの対応を議論し、「目下アメリカは破壊的作用や消極的な影響をもたらすには至っていない。我々が顧慮すべきは、国連の問題にある」との結論を導いた⁽³⁰⁾。駐米大使の葉公超も、ケネディ新政権の「対華政策はとりあえず大幅な変転に至ることはなく、顧慮するのは来年の国連における我が代表権問題である」と外交部に伝えた⁽³¹⁾。つまり、ケネディ政権に対して国府が憂慮していたのは対中・対華政策全般の変更ではなく、国連中国代表権問題への対応に限られていたのである。

しかし、一九六一年一月に開かれたアメリカ上院外交委員会の公聴会での証言は、ケネディ次期政権が国際社会における中国の存在感の高まりを認め、対中政策の何らかの変更を模索することを示唆していた。国務長官に指名されたラスク(Dean Rusk)は、国府との国交と米華相互防衛条約の存在を確認し中国との関係正常化を否定した

が、「中国本土に存在する巨大かつ強力な勢力（powerful force）は我々が外交政策上の問題を考慮する際に忘れてはならない近代世界の事実の一つである」と、中国の存在を重視する意向を示した。ステイーブソンも中国国連加盟について「防ぐことが不可能」と蓋然性としてこれに言及した。⁽³²⁾ ボールズは中国国連加盟や中国承認には反対したものの、軍備管理を進める上で中国を国際社会に取り込む必要性を強調した。⁽³³⁾

公聴会での証言はケネディ政権の対中・対華政策に対する国府の懸念を強めた。葉公超は三者が中国の国連加盟問題に対し「敗北主義的態度」をとっており、特にステイーブソンの発言は国連総会での投票に影響を及ぼすと憂慮した。そこで、ステイーブソンに対し発言の影響力に注意するよう求めるとともに、蒋介石に対しては米華間で中国代表権問題を協議する前にアメリカの高官が「傍観的および敗北の言い方」をしないようドラムライトに「厳正に要求」するよう提言した。⁽³⁴⁾ そこで、台北では沈昌煥外交部長がドラムライトに対し、アメリカの対華政策の先行きに対する国府の不安感を伝え、ケネディ政権の高官が中国代表権問題に関する発言を慎重にするよう求めた。⁽³⁵⁾

国府はこのように、ケネディ政権が国府の国際的地位を犠牲にしても、中国の国連加盟容認を始めたこと、対中・対華政策の変更に乗り出すのではないかと憂慮し始めたのである。

- (9) 若林正丈『台湾 分裂国家と民主化』東京大学出版会、一九九二年、一六八頁。
- (10) 清水知久「特別報告 コンロン報告―東北アジアにおける米国の外交政策」『中央公論』第一五卷第一号（一九六〇年一月）、三八三―三四〇頁。
- (11) ハーター（Christian A. Herten）国務次官は、数度にわたり「コンロン報告」が政府の見解とは異なることを表明している。陳志奇『美国対華政策三十年 増訂再版』台北、中華日報、一九八一年、一九〇―一九一頁。
- (12) 同前、一九〇頁。
- (13) 清水知久「コンロン報告」、三四七頁。

- (14) 「自由世界如対匪安撫 遠東和平更難獲致」『中央日報』一九五九年二月一日。
- (15) 中国国民党中央委員会第六組編『康隆報告』匪情部分批判』台北、中国国民党中央委員会第六組、一九五九年。
- (16) 「副總裁指示」民国四九（一九六〇）年一月一日、石聖叢書、統編、副總裁中常會指示彙編（available at <http://210.241.75.208/>石聖叢書）。
- (17) 清水麗「オリンピック参加をめぐる台湾—中台関係における名称問題の一考察—」『21世紀アジア学会紀要』（国史館大学21世紀アジア学会 第一号（二〇〇三年）、九一〇頁。
- (18) 同前、一〇頁。
- (19) 「王叔銘將軍日記」二四、一九六〇（民国四九）年八月一七日、中央研究院近代史研究所檔案館藏（以下「近史所檔案館」と略記）、台北。
- (20) 清水麗「オリンピック参加をめぐる台湾」、一〇頁。
- (21) なお、アイゼンハワーが祝電を蔣介石に送らなかったのは、首脳の就任時に祝電を送ることを慣例に定めたためであるという。葉公超致外交部八六五号来電、一九六〇（民国四九）年三月三日、外交部檔案、蔣中正總統當選三任後探詢艾森豪總統賀電事、檔号425.0083、近史所檔案館。黄少谷致葉公超一五四二号去電、一九六〇年（民国四九）年三月二十四日、同前。周書楷致許紹昌函、一九六〇（民国四九）年四月二〇日、同前。アイゼンハワーは五月の蔣介石の總統就任時には祝電を送っていない。Message from Drumright to Huang Shao-ku May 18, 1960, 同前。
- (22) 薛化元『〈自由中国〉と民主憲政 一九五〇年代台湾思想史的一个考察』台北県、稲郷出版社、一九九六年、三一五—三一八頁。『自由中国』誌は、自由主義者の胡適らが中心となり四九九年に創刊した雑誌で、創刊当初は蔣介石の支持を得ていたものの、次第に国民党一党独裁体制を批判するようになった。政党結成を企図していた編集長の雷震が六〇年九月に逮捕されたことにより『自由中国』も停刊となった。
- (23) 周谷「葉公超と蔣介石（三）」『中外雜誌』第六二卷第五期（一九九七年一月）、一一二—一二三頁。
- (24) 坂内富雄「中共の国連加盟問題」『世界週報』第四二卷第一三三号、一八頁。
- (25) 「Stevenson Critical of U.S. Role in U.N.」*New York Times* (hereafter: NYT), September 22, 1959.
- (26) スティーブンソンの主張は、好戦的な中国が国際社会に受け入れられなければ軍備管理は有効にはならないとの判断に基づいており、中国の承認を追求していたわけではな。Adlai E. Stevenson, "Putting First Things First: A Democratic View," *Foreign Affairs* vol. 38, no. 2 (January 1960), pp. 202-203.
- (27) Chester Bowles, "The 'China Problem' Reconsidered," *Foreign Affairs* vol. 38, no. 3 (April 1960), pp.476-486.
- (28) "Transcript of the Second Nixon-Kennedy Debate on Nation-Wide Television," NYT, October 8, 1960.
- (29) 「戦至最後一人亦不放棄金馬外島」一九六〇（民国四九）年一月三日、張其昀主編『先總統蔣公全集』（以下、『蔣公全集』と略記）第三冊、台北、中国文化大学出版社、一九八四年、三九六七頁。

- (30) 『八届中常会第二五四次會議記録』、一九六〇（民国六〇）年一月九日、中国国民党档案、档号83.254、中国国民党文化伝播委員会党史館（以下「党史館」と略記）蔵、台北。「八届中常会第二五五次會議記録」、一九六〇（民国六〇）年一月二十四日、中国国民党档案、档号83.255、党史館蔵。
- (31) 葉公超致外交部部長三八八号来電、一九六〇（民国四九）年二月二日、外交部档案、甘迺迪政府对华政策与我因应方略、档号4112/0009、近史所档案館蔵。
- (32) “Stevenson Tells Senators Red China May Enter U.N.,” *NYT*, January 19, 1961.
- (33) “Bowles Opposes Peiping in U.N. and Favors Defense of Chiang,” *NYT*, January 20, 1961.
- (34) 葉公超致外交部部長第四四六号来電、一九六一（民国五〇）年一月二二日、外交部档案、鮑爾斯魯斯克史蒂文生任外交委員會證詞、档号430.31.0030、近史所档案館蔵。
- (35) Taipei to Rusk, January 24, 1961. *Foreign Relations of the United States, 1961-1963, Northeast Asia and Laos, vol. 22/24, Microfiche Supplement* (hereafter cited as *FRUS, 1961-1963, vol.22/24, Sup.*), no. 1.

二 東アジア反共四ヶ国外相会談の開催

1 フィリピンによる東アジア反共諸国外相会談開催の提案と国府の対応
ケネディ新政権の外交政策に対する不安は、他の東アジア冷戦の前哨国家も共有していた。その背景には、国連中国代表権問題での国府の絶対的優位の喪失に加え、ラオスでの共産主義勢力の拡大がある。

一九五九年五月より内戦が始まっていたラオスでは、アイゼンハワー政権からの軍事支援に支えられてノサヴァン（Phoumi Nosavan）の率いる親米右派勢力が六〇年二月中旬にヴィエンチャンを奪還した。しかし、プーマ（Souvanna Phouma）を長とし共産主義勢力パテト・ラオ（The Pathet Lao）と連携する中道・左派勢力も空輸などの支援をソ連から獲得して次第に戦況を逆転させ、六一年一月には戦略拠点のジャール平原を陥落させた。

SEATO加盟国のラオス危機に対する対応は足並みが乱れていた。アメリカやタイ、南ベトナムがノサヴァン派を支持・支援していたのに対して、英仏は中ソとともにプーマ政権を承認し、ラオス中立化を支持していた。こ

のため全会一致制を採用するSEATOはラオス危機に対し有効に対処できなかった。⁽³⁶⁾このことは、東アジア冷戦の前哨国家に共産主義拡大への危機感を募らせた。

一九六一年一月二日に、フィリピン駐華大使はセラノ (Felixberto M. Serrano) 外相からの覚書を沈昌煥に渡し、
 国府、韓国、フィリピン、タイおよび南ベトナムの五ヶ国による外相会談を提案した。ケネディの大統領就任直前にバギオで開催するこの会談は、ラオス情勢と五ヶ国の一般安全保障情勢、中国国連加盟の可能性、そしてアメリカ新政権の外交政策の変化の可能性およびこの変化が地域の安全保障とその他の利益に及ぼす影響について議論することを目的としていた。⁽³⁷⁾フィリピンは前年までは東アジア反共主義国間の外相会談開催に消極的であった。しかし、ラオス危機と国連中国代表権問題、ケネディ新政権の発足によるアメリカの外交政策の転換の可能性は、フィリピンに共産主義勢力拡大に対する危機感を高めた。そこでセラノは外相会談を通じて東アジア反共主義国との連携を強化することで、ケネディ政権に毅然とした反共主義政策を貫かせようとしたのである。

外相会談開催の提案に対して、国府と韓国は積極的に応じた。韓国の白善燁駐華大使と沈昌煥は前年一二月に会談した際に、ラオス危機は共産主義拡大の危険性を孕んでおり、アメリカに断固とした反共的姿勢をとらせるべきであると合意していた。⁽³⁸⁾そもそも両国は一九五〇年代において、東アジア反共同盟構想に最も積極的であった。⁽³⁹⁾だが、その他の二ヶ国の反応は芳しくなかった。タイは慎重な態度をとり、日程が国王の帰国や閱兵式などと重なることを理由に会談への不参加を決定した。⁽⁴⁰⁾南ベトナムは外相会談の開催が拙速なことを問題視し、会談の政治的影響力を高めるために日程を延期してタイと日本を参加させるよう主張した。⁽⁴¹⁾だが、国府の働きかけにより、南ベトナムは最終的には会談への参加を決定した。⁽⁴²⁾

対照的に、国府は外相会談の開催を、動揺している自身の国際的地位を強化する好機と捉えた。沈昌煥は外相会談を、「アジア各反共国家と実質的に、少なくとも形式的に、団結と互助を更に一歩進め、その他の国家の立場に

影響を与えることができる」、「近年得がたい機会」と捉えた⁽⁴³⁾。葉公超も同様の評価をしていた⁽⁴⁴⁾。

蒋介石も外相会談の開催を歓迎し、即座に沈昌煥の外相会談参加を承認するとともに、一月二日の中常会において自ら外相会談のコミニケに反映させるべき内容について指示した⁽⁴⁵⁾。この指示には外相会談における国府の政策目標が表れている。まず、共産主義化の危機に瀕しているラオスの情勢はアジア全体に関わる問題である。しかし、英仏のアジアに対する無関心さによりSEATOが機能しないため、アメリカはラオスにおいて共産主義勢力に対抗する断固とした措置を採用できない。したがって、「いかなる地域的防衛組織も全てその地域内で直接の利害関係を持つている国家が参加すべき」であり、「アメリカがアジアの反共体系の強化を図り、アジア自身の力量を支え、兵器工場として後方支援をしてこそ、共匪の発展を有効に阻止できる」のである。つまり、ラオス危機に対処するためには、英仏を排除した東アジア諸国のみで構成される集団安全保障組織を設立し、アメリカの支援により東アジア諸国自身が共産主義に対抗する必要があるということである。ただし、蒋介石も即座に集団安全保障組織を創設できるとは考えておらず、まず東アジア諸国間での共産主義に関する情報交換の強化を行うべきであると判断していた⁽⁴⁶⁾。

韓国からの通知で外相会談の開催を知ったアメリカは、外相会談開催を支持しつつも、ラオス危機およびSEATOに関してアメリカなどの国々の立場と大きく異なる声明が出されれば「不幸なこと」であると、SEATOを批判しないよう韓国に対して要請した⁽⁴⁷⁾。この意向は、駐華大使館参事のイエガー（Joseph A. Yager）を通じて国府にも伝えられた⁽⁴⁸⁾。また、葉公超もSEATO支持をコミニケに盛り込むべきと提言した⁽⁴⁹⁾。

だが、蒋介石の指示はアメリカの要望に反し、SEATOの無力を批判しアジアの集団安全保障組織からの英仏の退出を求めていた。蒋介石はラオス情勢と集団安全保障組織創設という自身の関心事について、アメリカが自身の望む以上の役割を果たすことを期待していたのである。また、上記のほかにも四ヶ国一致で中国国連加盟に反対す

ることもコミュニケに盛り込むよう指示していた。これは、中国国連加盟を容認しないようアメリカに圧力を加えることが狙いであった。蒋介石は四ヶ国相会談を利用し、東アジア反共国家間の協力を増進させるとともに、アメリカの対外政策を国府に有利な方向に導こうとしていたのである。

2 東アジア反共四ヶ国相会談とコミュニケの発表

四ヶ国相会談は一月一日と一九日の二日間、ケソン市で開かれた。一日午前最初の会談では、各国外相が意見表明を行った。韓国の鄭一亨外相、セラノおよび南ベトナム外相のブ・バン・マウ (Yu Van Mau) は、それぞれ簡単にラオス情勢とSEATOの無力に対する懸念を表明した。これら三ヶ国は十分な準備をして外相会談に臨んでいたわけではなかった。

これに対し、沈昌煥は長時間にわたる演説を行い、九項目の提案を行った。第一から第三の提案は会議参加国の目標である。すなわち、第一に各国の防衛力の増強と共産主義勢力の軍事動向についての情報交換と防衛計画の協議、第二に経済発展、貿易および文化面での協力と交流のための個別または集団的措置の採用、第三に「集団安全保障体制およびアメリカとの間の二国間条約に引き続き十分に参与するための取り計らい」である。つまり、東アジア諸国が経済、文化および安全保障の各方面において協力と交流を深め、さらに東アジアの安全保障体制をより強化することにより、共同して共産主義勢力に対抗することを提起したのである。さらには、第九項目において外相会談の今後の継続と他国の参加の模索を提案し、多国間の協力枠組みの制度化と拡大も狙っていた。

第四から第八の提案は、他の自由主義諸国への要請である。すなわち、中立主義の否定、ソ連の拒否権濫用による韓国と南ベトナムの国連加盟阻止の糾弾、中国の国連加盟の不承認、共産主義勢力への領土譲歩の拒否、ラオスに対する共産主義勢力の干渉の拒絶である。国府はラオス問題に限らず、全般的に共産主義に対抗する姿勢を他の

自由主義諸国に求めようとしていた。

各国の外相の演説により明らかにになったのは、国府以外の参加国は会談に国府ほどの期待を寄せていなかったことである。そのため一八日午後の会議では、国府が提案した東アジア反共諸国間の協力増進と自由主義諸国の共産主義への対抗姿勢の確認は議論の対象にはならなかった。四ヶ国が同意できたのは、ラオス情勢について、「個別または合同でアメリカに意見を表明することでアメリカのラオス「のノサヴァン派」への支持を強化し、さらに四ヶ国がラオス情勢についての声明を発表して自由主義諸国の支援を獲得することを期待する」ことだけであった。⁽⁵⁰⁾

翌日の議論では、コミュニケ発表をめぐって意見が対立した。沈昌煥と鄭一亨がコミュニケの発表を求めたのに対して、明確な反共姿勢を示すことを嫌うブがコミュニケ発表に反対した。そこで、議長のセラノが「ラオス政府と人民が独立と自由を守る闘争を支持する」という原則的意見のみを述べるといふ折衷案を提示し、各国の同意を取り付けた。⁽⁵¹⁾

沈昌煥も譲歩し「簡潔で中身の無い」コミュニケの発表に同意したが、その代価としてコミュニケの修正を要求し、自由主義諸国の領土の分割を二度と受け入れないことと、「共匪が国連に加盟することに決然と反対し、韓国・ベトナム「南ベトナム」が国連に参加することを支持する」ことを加えるよう求めた。タイ、マラヤ連邦やパキスタン等の明確に反共主義を謳うことを嫌う国々との外相会談を控えていたセラノは穏便なコミュニケを望んでいたため、沈昌煥の修正要求に反対した。しかし、自国の国連加盟を望む鄭一亨とブが沈昌煥に賛成し、会議で孤立したセラノは修正要求を受け入れた。こうして沈昌煥は、中国国連加盟反対の文言をコミュニケに盛り込むことに成功した。⁽⁵²⁾ そのコミュニケは一九日の午後六時に発表された。

沈昌煥は、コミュニケにラオス情勢への懸念と中国の国連加盟反対を言及させることができたものの、東アジア反共諸国間の協力増進については議論さえもできなかった。フィリピンと南ベトナムが明確な反共姿勢を打ち出す

ことに否定的だったからである。さらに、外相会談とコミュニケーションの発表はアメリカの政府や世論の関心を引かなかった。皮肉にも、ケネディの大統領就任を注視していたアメリカの報道機関は、新政権発足直前に行われた外相会談には着目していなかったのである。⁽³³⁾ 国府が周到に準備して臨んだ四ヶ国外相会談であったが、その影響力と意義は極めて小さかった。

3 沈昌煥の訪韓

外相会談より約一ヶ月を経て、沈昌煥は鄭一亨の求めに応じて二月二十七日から三月三日まで韓国を訪問し、張勉総理らと会談した。

国府と韓国はともに反共主義と祖国統一を国是に掲げ、政治指導者間の連携を強化していた。しかし、両国は一九五〇年代には軍事同盟どころか貿易協定や友好条約すら結んでおらず、わずかに航空協定を締結したのみであった。これは、韓国が華僑・華人が「民族資本」の発展を抑圧することに警戒心を抱き、その出入国を規制していたためである。⁽³⁴⁾ また、東アジアの反共同盟構想においても、日本の参加を求める国府と反日を外交基調とする韓国は足並みを揃えられないでいた。⁽³⁵⁾

しかし、李承晩政権を打倒した一九六〇年四月の「四・一九学生革命」後に発足した張勉内閣は、韓国が十分な国際的支持を得られていないことを認識し、それまでの「孤立外交」政策を転換して多元的外交の推進の方針を打ち出した。これにより、韓国はアジア・アフリカの新興諸国との関係強化のみならず、日本との関係正常化も模索し始め、日韓国交正常化交渉を再開した。⁽³⁶⁾

張勉政権が対日関係改善の方針を打ち出したことで、国府は日本を含めた東アジア諸国の反共同盟結成の可能性を見出し、これを歓迎した。一方、鄭一亨も一〇月から一一月にかけて、経済・文化交流による韓国、国府、日本

およびフィリピン間の反共協力の促進と地域機構の設立を呼びかけた。⁽⁵⁷⁾ これは、東アジアの反共協力の枠内に日本を含めることで韓国と国府の意見が一致したことを意味していた。韓国での政権交代により国府が東アジア反共諸国の結束への期待を高めていた時期に、沈昌煥は訪韓したのである。

張勉政権が沈昌煥の訪韓を要請したのは以下の目的による。第一に、国際的孤立を脱却し、政権の威信を高めることである。張勉政権の日韓国交関係正常化の志向は、韓国の反日ナショナリズムを刺激して政権の基盤を弱体化させる可能性があった。⁽⁵⁸⁾ また北朝鮮への平和的接近も図ったが、これも国内の平和統一運動を助長し、政権の基盤を弱めていた。⁽⁵⁹⁾ そこで、国際的孤立からの脱却を図る先鞭として、同じ東アジアの反共主義国である国府への接近を図ったのである。張勉は沈昌煥に対して、国府との関係強化が国際的な韓国支持をもたらすことへの期待を表した。また、韓国より経済的發展を遂げている国府との経済協力も期待していた。⁽⁶⁰⁾

第二に、国府に日韓関係正常化の仲介役を担わせることである。張勉政権は度々国府に日韓関係の仲介を要請していた。⁽⁶¹⁾ 張勉は、韓国国内の日韓交渉に対する根強い反対論に言及し、訪韓後日本を訪問する沈昌煥が「日本に韓国民の情緒を考慮し、友好的な態度に転換するよう督促すること、順調に会談を進め日韓の友好関係を打ち立てられるようにすることを期待する」と述べた。⁽⁶²⁾

第三に、国連中国代表権問題での「二つの中国論」への反対を確認することである。中国の国連加盟は、国府と同じく西側分裂国家に属する韓国にとっても望ましくなかった。張勉は、アメリカやその他の友好国が国府と協力して中国の国連加盟に反対するよう提起していた。⁽⁶³⁾

アメリカ駐韓大使のマコノギー（Walter P. McCaughy）は、沈昌煥の訪韓は時宜に適っており、韓国政府の威信と声望を高めるのに資したと評価した。⁽⁶⁴⁾ だが、国府が求めていた友好条約の締結には華人・華僑資本に対する警戒の強い韓国側が応じなかったため、沈昌煥の訪韓による具体的成果は貿易協定の調印のみであった。⁽⁶⁵⁾ 国府は最も

立場の近い韓国との間でも友好条約すら締結できず、単独で東アジアの集团的安全保障組織創設を目指さざるを得なかったのである。

- (36) 「ラオス問題」日本国際問題研究所『国際年報 一九六〇』日本国際研究所、一九六三年。寺地功次「ラオス危機と米英のSEATO軍事介入計画」『国際政治』第一三〇号(二〇〇二年五月)、三四頁。
- (37) 沈昌煥「参加中韓非越四国外長会談報告書」、日期不明、外交部檔案、四国外長會議、檔号 0132/002、近史所檔案館藏。
- (38) 「沈部長約見韓国白善樺大使談話記録」、一九六〇(民国四九)年二月一七日、外交部檔案、沈部長訪韓日、檔号 01221/0009、近史所檔案館藏。
- (39) 一九五〇年代における国府と韓国の反共同盟構想については、以下を参照。松田晴香「東アジア『前哨国家』による集団安全保障体制構想とアメリカの対応」。吳瑞雲「戦後中華民国の反共連合政策」。
- (40) 杭立武致台北外交部七八九号來電、一九六一(民国五〇)年一月一日、外交部檔案、四国外長會議、檔号 0132/0003、近史所檔案館藏。
- (41) 袁子健致外交部次長九五七号來電、一九六一(民国五〇)年一月六日、同前。
- (42) 沈昌煥「参加中韓非越四国外長会談報告書」、日期不明、外交部檔案、四国外長會議、檔号 0132/0002、近史所檔案館藏。
- (43) 同前。
- (44) 葉公超致外交部沈部長四三一号來電、一九六一(民国五〇)年一月四日、同前。
- (45) 沈昌煥「参加中韓非越四国外長会談報告書」。
- (46) 国民党中央委員會秘書處致沈昌煥函、一九六一(民国五〇)年一月八日、外交部檔案、四国外長會議、檔号 0132/0003、近史所檔案館藏。
- (47) Herter to Seoul, January 6, 1961, 790.001-461, *Confidential U.S. State Department, Central Files, Far East 1960-January 1963, Internal Affairs and Foreign Affairs* (Hereafter cited as *CUSSD, Central Files, FE, 1960-1963*).
- (48) 許紹昌与葉格爾會談記錄、日期不明、外交部檔案、中韓非越四外長會議、805/0017、近史所檔案館藏。
- (49) 葉公超致沈昌煥四三三三号來電、一九六一(民国五〇)年一月四日、同前。
- (50) 以上の一八日の會談内容は次の資料に基づく。沈昌煥致外交部七三三三号來電、一九六一(民国五〇)年一月九日、外交部檔案、四国外長會議、檔号 0132/003、近史所檔案館藏。沈昌煥「参加中韓非越四国外長會談報告書」、日期不明、外交部檔案、四国外長會議、檔号 0132/0002、近史所檔案館藏。
- (51) 沈昌煥致外交部七三三三三号來電、一九六一(民国五〇)年一月九日、外交部檔案、四国外長會議、檔号 0132/0003、近史所檔案館藏。沈昌

- 煥「参加中韓非越四国外長会談報告書」。
- (52) 沈昌煥致外交部七三五号来電、一九六一（民国五〇）年一月二〇日、外交部档案、四国外長会議、档号0132/0003、近史所档案館藏。沈昌煥「参加中韓非越四国外長会談報告書」。
- (53) 葉公超致外交部部次長四五七号来電、一九六一（民国五〇）年一月三日、外交部档案、四国外長会議、档号0132/0003、近史所档案館藏。
- (54) 「沈部長約見韓國白善樺大使談話記録」、一九六〇（民国四九）年二月一七日、外交部档案、沈部長訪韓日、档号1221/0009、近史所档案館藏。王恩美「東アジア現代史のなかの韓国華僑 冷戦体制と「祖国」意識」三元社、二〇〇八年、二〇五—二〇七頁。
- (55) 吳瑞雲『戦後中華民国の反共連合政策』一五一—一八頁。
- (56) 森山茂徳『韓国現代政治』東京大学出版会、一九九八年、七三—七四頁。孔義植「韓国の対日外交—李承晩政権と張勉政権を中心として」『政経研究』（日本大学法学会）第四一卷第四号（二〇〇五年三月）、一七五—一七七頁。
- (57) 外交部亜東司「關於東亜区域安全組織之説帖」一九六一（民国五〇）年二月、外交部档案、太平洋反共組織東北亞聯盟、档号653/89006、近史所档案館藏。
- (58) 孔義植「韓国の対日外交」一七七一—七八頁。森山茂徳『韓国現代政治』七四頁。
- (59) 森山茂徳『韓国現代政治』七三頁。
- (60) 沈昌煥致外交部〇九六号来電、一九六一（民国五〇）年三月三日、外交部档案、沈部長訪韓日、档号01221/0009、近史所档案館藏。沈昌煥呈陳誠函、一九六一（民国五〇）年三月二五日、同前。沈昌煥は三月三日から七日まで日本を訪問し、岸信介前首相、吉田茂元首相、池田勇人首相、小坂善太郎外務大臣を初めとした日本の政府・与党の首脳部と会談したが、国府側の記録によれば日本の中国政策に対する懸念を伝えるのみで、日韓関係の斡旋は行っていない。沈昌煥謹呈、一九六一（民国五〇）年三月二五日、外交部档案、沈部長訪韓日、档号01221/0009、近史所档案館藏。
- (61) 例えば、一九六〇年九月末には、国民党中央常務委員の王叔銘が白善樺と日本の井口貞夫駐華大使を宴会に招いて両国の親睦を図っている。『王叔銘將軍日記』二四、一九六〇（民国四九）年九月一〇日、二六日、近史所档案館藏。
- (62) 沈昌煥致外交部〇九六号来電、一九六一（民国五〇）年三月三日、外交部档案、沈部長訪韓日、档号01221/0009、近史所档案館藏。
- (63) 同前。
- (64) 沈昌煥呈陳誠函、一九六一（民国五〇）年三月二五日、同前。
- (65) 沈昌煥「簽呈 為中韓外長互訪事 報請監察由」一九六一（民国五〇）年二月一〇日、同前。

三 地域的集団安全保障組織創設案の具体化

1 アメリカへの地域的集団安全保障組織創設の打診

四ヶ国外相会談で合意がなされた、アメリカに対するラオス情勢についての意見の提出は、各国別に行われた。国府では、二月六日に許紹昌外交部次長がイエガーに對して、ラオスにおいてアメリカとSEATO加盟諸国が毅然として右派勢力を支持、支援し、共產主義勢力と中立主義を助長させないこと、SEATO非加盟国を含むアジア諸国の意見を反映させることでSEATOをより有効な集団安全保障組織とすること、アジアの同盟国間での集団安全保障体制の強化を鼓舞、支持することを要望した。⁽⁶⁶⁾ 国府は、ラオス情勢に関する意見表明の機会に乗じて、英仏を排除することで東アジアの安全保障に関する東アジア諸国の影響力を強め、さらに東アジア諸国により構成される集団安全保障組織の創設をアメリカに督促したのであった。

こうした中、ラスクが国連中国代表権問題での劣勢を挽回するために、国連での国共双方の議席保有を国府に提案した。ラスクの提案は「一つの中国」を主張する中国の拒絶を予期しており、中国の国連加盟阻止と国府の国連議席維持を狙うものであった。だが、この提案を提出するためには、国府が「中国」唯一の正統政府であるという主張を放棄し、中国大陸の共産党政権の存在を認知する必要があった。つまり、国府は最優先課題の「大陸反攻」を放棄しなければならず、それは国府の存在意義の喪失を意味した。そのため国府はラスクの提案に反発し、ケネディ政権に不信を募らせた。⁽⁶⁷⁾ こうした中で、東アジアの反共主義諸国の結束と集団安全保障組織の構想は、アメリカによる毅然たる反共主義政策の維持と反共主義国家へのコミットメントを確実にする上で、重要性を高めることになった。

五月にジョンソン (Lyndon B. Johnson) 副大統領が東南アジア歴訪の中途に訪台した。これは、国府がアメリカ

に対して集団安全保障組織創設を訴える好機であった。蒋介石はジョンソンとの会談において、ラオス危機に対するSEATOの無力さによりアメリカの指導力に対するアジア諸国の信頼が低下していることを指摘した。その上で、英仏を東アジアの安全保障体制から排除し、アメリカのアジア同盟国を纏め上げて「アメリカの統一的リーダーシップによる合同組織を設立し、反共連合の執行機構とする」ことを訴えた。すなわち、「北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization = NATO）に類似した機構」を設立し、アメリカは海空軍と兵站を提供することで、アジア諸国の陸軍を自由に活用できるようにするというのである。ただし、同盟条約の締結や組織設立は即座に実現するものではないため、当面は「合同参謀業務と政治戦の計画工作」のみを開始すべきであった⁽⁶⁸⁾。

ジョンソンは帰国後提出したケネディへの報告の中で、「自身の自由を防衛する軍事力（force）に加わる意思のある太平洋とアジアの自由諸国の同盟を我々は考慮すべきである」と強調した。ただし、この同盟組織は「明確な指揮権限を有する」ものの、「アメリカの戦闘部隊の関与は必要ないばかりか、望ましくない」のであった。アジアの指導者はアメリカ軍部隊の介入を好まないというのがその理由である。

この報告はジョンソンが蒋介石の提案に同調していたことを表している。その背景には、東南アジア諸国歴訪を通じて、アジア諸国には英仏に対する不信が募っており、「英仏が決定的行動を支持することを望まないために、SEATOはいまや、そしておそらく永遠に回答にはならない」ことを認識したことがあった。そのためジョンソンは、ラオス問題に関するジュネーブ会談で対処に失敗すれば、「我々は当該地域において集団安全保障に新たなアプローチをする準備をしなければならない」と結論付けたのであった。

ただし、ジョンソンはアジア諸国の社会的な安定を目指した改革をも提言していた。すなわち、この同盟組織は「社会正義、住宅供給、土地改革などの措置や計画に注意を傾ける」ものにすべきであるというのである⁽⁶⁹⁾。国府駐米大使の葉公超もジョンソンと同じ意見であった。六月に葉公超はサンディエゴで演説し、自由主義諸国が結束を

強めるには「一つの堅強な反共同盟を形成することが極めて重要」であると強調した。その際、ジョンソンと同様に共産主義国の民衆よりも裕福な生活を送れるように各国が政治、社会および経済状況を改善することが共産主義との闘争で有効であるとも指摘した。⁽⁷⁾

ジョンソンの好反応を受けて、国府は集団安全保障組織の設立をより積極的に追求し始めることになる。ただし、蒋介石の安全保障の観念はジョンソンや葉公超が志向するものとは異なり、軍事に偏重していた。

2 陳誠・ケネディ会談

七月末から八月初旬にかけて、モンゴル国連加盟問題に関する意見調整のために陳誠副総統が訪米し、ケネディと会談した。蒋介石はこの機会を利用し、ケネディに対して東アジア集団安全保障組織の創設を促すよう陳誠に指示した。

第一回の会談において陳誠がケネディに手交した蒋介石の書簡には、「アメリカとアジアにおけるアメリカの同盟国のための情報および軍事に関する共同連合 (pool)」の創設の必要性が説かれていた。陳誠の説明によれば、この「合同参謀組織」は機能不全に陥っているSEATOを強化する働きをするもので、アメリカ太平洋洋統合軍司令官 (Commander in Chief, Pacific Command = CINCPAC) の下に付設する非公式的なものであった。この組織は、アジア・アフリカ・ラテンアメリカへの浸透を通じてアメリカを包囲するという共産主義勢力の戦略に対抗する上で必要だとされた。なぜなら、アメリカは共産党に勝る組織を結成することで反共主義国家間の結束を強化し、弱小国への共産党の浸透を防がなければならないが、アジアには二国間条約しかなく反共主義国家同士を連携させる組織や条約が欠けていたためである。

また、陳誠は「合同参謀組織」を心理戦、転覆工作や浸透工作の遂行に利用すれば、各地の共産党政権の早期崩

壊を望めると主張し、工作の主要な対象として中国大陸を挙げた。陳誠によれば、中国大陸では主な反共組織として「反共自救組織」と国民党の二つが存在しており、五〇〇万人の大陸残存の国民党員のうち五万人が国府と連絡を保っているため、転覆工作の成功可能性は高いのであった。つまり、「合同参謀組織」の提案は「大陸反攻」の達成をも目指すものであったのである。

これに対し、ケネディはピッグス湾事件を例に挙げて事前の情報収集の必要性を強調し、中国大陸での転覆工作を承認しなかったが、「合同参謀組織」の設立については賛否を明らかにしなかった。⁽⁷¹⁾

「合同参謀組織」の提案に対して、ジョンソンは好意的であった。しかし、国務省極東担当国務次官補のマコノギーは、その創設の必要性を否定する意見をラスクとジョンソンに提出した。その理由は、台湾防衛司令部（Taiwan Defense Command = TDC）やCINCPACなどの「SEATO以外の極東での既存の軍事設備や連絡方式を利用することで、我々の同盟国と各国別に連絡を保つことができる」上に、「アメリカがSEATOに並立するかこれを支援する多国間組織の創設を考慮している気配があれば、政治的に悪影響をもたらす」からであった。⁽⁷²⁾

「合同参謀組織」の提案に対して、国務省は当初から否定的であった。ところで、陳誠に随行した副参謀総長の頼名湯は、軍事援助物資に関する折衝を重ねる中で、アメリカ軍部に対して「合同参謀組織」の創設も働きかけていた。マクナマラ（Robert S. McNamara）国防長官との会談において、頼名湯はSEATOとは別個に「合同参謀組織」を設立することと、国府軍の装備充実を要請した。これは、米華が中国大陸や東南アジアの情勢に軍事的に対応できるようにするためであった。また、シュテール（Elvis J. Stahl Jr.）陸軍長官やデッカー（George Decker）陸軍参謀総長に対しても、東南アジアにおいて国府軍兵力とアメリカ装備により陸軍部隊を創設することを提案した。国府の「合同参謀組織」設立計画は中国への転覆工作の強化に加えて、東南アジアへの軍事的介入も目的に含んでいた。

これは蒋介石が、折から準備を本格化させていた「大陸反攻」の達成には、国府が東南アジアに関与して現地の紛争を国共内戦に連関させる必要があると考えていたためである。一九六〇年代初頭の餓死者二〇〇〇万人以上を出した中国での「大躍進」運動の失敗とその後の経済混乱、それに中ソ対立の深刻化は、国府にとり「大陸反攻」達成の好機であった。そこで蒋介石は、一九六一年四月に国防部に対して「国光作業室（大陸作戦中心）」を設置し、短期的将来の発動を前提とした単独反攻作戦計画を策定し戦力を増強するよう命じ、本格的な反攻作戦発動の準備を始めていた。⁽⁷³⁾

東南アジアでの紛争は反攻作戦発動の契機となるものであった。七月時点において蒋介石は、社会主義陣営では北朝鮮がソ連および中国と同盟を結び結束を固めたのに対して、韓国、ラオス、南ベトナムの情勢は不安定であるため、東南アジアで三ヶ月以内に東西間の軍事衝突が生じると予測していた。⁽⁷⁴⁾ その一方で、フルシチョフは毛沢東を敵視しているため、国府軍が中国大陸に上陸しても、黄河を渡河しなければソ連は中国を支援しないと判断した。⁽⁷⁵⁾ したがって、国府が近い将来に発生する東西間の軍事衝突に乗じて中国大陸に軍事反攻しても、ソ連は国共内戦に介入しないのである。その東西間の軍事衝突が最も生じやすい地域こそが、東南アジアであった。つまり、蒋介石は東南アジアの紛争を国共内戦に連関させることで、「大陸反攻」を達成しようとしていたのである。

このように「大陸反攻」達成をも目的として提出された「合同参謀組織」設立構想であったが、これに関心を示したのはテイラー (Maxwell D. Taylor) 大統領軍事特別顧問だけであった。アメリカでは軍部でも「合同参謀組織」設立に関心を抱く者はほとんどいなかった⁽⁷⁶⁾のである。それにも関わらず、国府は「合同参謀組織」設置に固執し、書面で再度アメリカに具体的計画を提出した。

(66) 沈昌煥呈陳誠、一九六一(民国五〇)年二月?、外交部档案、四国外長会議、档号0132.0001、近史所档案館蔵。

- (67) 石川誠人「信賴性の危機と維持」一九六一年中国国連代表権問題をめぐる米華関係」『中国研究月報』第六一巻第二二号（通号第七一八号、二〇〇七年一月）、二二二―二四頁。
- (68) Taipei to Hong Kong, May 15, 1961, *FRUS, 1961-1963, vol. 22, pp. 38-62*; 「總統与詹森副總統談話記錄」一九六一（民国五〇）年五月一日、外交部档案、中美两国有关重要文件、档号 805,0008、近史所档案馆藏。
- (69) 以上、ジョンソンの報告書は以下の文書による。Johnson to Kennedy, May 23, 1961, 790.5-2361, *CUSSD, FE, 1960-1963*。
- (70) 「葉公超大使在美演説 敦促自由世界国家組成堅強反共聯盟」『中央日報』一九六一（民国五〇）年六月九日。
- (71) 「訪美時与美方第一次会谈記錄」一九六一（民国五〇）年七月三日、石叻叢書、続編、訪美專輯、Memorandum of Conversation between Kennedy and Chen Cheng et al., July 31, 1961, *FRUS, 1961-1963, vol. 22-24, Sup. no. 22*。
- (72) McConaughy to Rusk through Johnson, July 31, 1961, 790.5/7-3161, *CUSSD, Central Files, FE, 1960-1963*。
- (73) 国防部史政編訳局編『国民革命建军史 第四部：復興基地整軍備戰（二）』台北、国防部史政編訳局、一九八七年、一七八―一八六頁。
- (74) 七月に北朝鮮は、ソ連および中国とそれぞれ「友好協力相互援助条約」を締結した。また、韓国では五月に軍事クーデターが発生し、張勉内閣が倒された。
- (75) 彭大年編『塵封的作戰計畫 国光計畫―口述歴史』台北、国防部史政編訳室、二〇〇五年、一九二頁。
- (76) 「頼名湯報告有关军事方面洽談情形」一九六一（民国五〇）年八月二日、石叻叢書、続編、訪美專輯。

四 「太平案」の提出とその不採用の決定

1 「太平案」の提出

陳誠がケネディとの会談で言及した「合同参謀組織」は具体的な計画を伴っていなかった。そこで第三回目の会談で、陳誠は国府が作成した計画を英訳し、後日アメリカ側に提出することを約束した。⁽⁷⁷⁾ その計画は、「西太平洋集団安全保障組織設立の草稿の大綱 (An Outline Proposal for a Collective Security Organization of the Anti-Communist Countries in the Western Pacific Asia)」として、⁽⁷⁸⁾ 八月一日に葉公超からラスクに提出された。計画の暗号名は「太平案 (Taiping Proposal)」であった。

「太平案」提出の目的は、「アメリカのリーダーシップの下で自由アジア諸国が目的と行動におけるより強力な団

結」を發揮して共產主義の挑戦に対抗するため、「NATOの様式に倣った西太平洋地域における強力な集団安全保障組織を設立する」ことを、アメリカが研究するのに供することである。

具体的組織としては、軍事、政治および心理戦の三種類が挙げられた。この内、最も詳述されたのは軍事である。軍事組織は、国府が一個軍団と陸戦隊一個師団または一個旅団、韓国が一個軍団、タイが一個連隊、南ベトナムが一個師団、フィリピンが一個連隊をそれぞれ提供して地上部隊を創設するとした。ただし、これらの部隊は平時には各国内に駐留し、有事の際に通知後四八〜七十二時間以内に移動を開始し、任務を執行する。一方アメリカの役割は、区域内の一部の海空軍を本組織の海空軍として提供すること、兵站を供給すること、合同訓練を通じてアジア各国の海空軍能力を向上させることであった。これらの部隊により形成される合同軍の指揮は、アメリカ士官を長とする「合同司令部」と「合同参謀委員会」を即刻設立して、これに担わせることとした。

政治組織は、アメリカの指揮下において各国の人員が現有の政治組織と連携し、アジア共產主義国家に関する情報の交換と蓄積、共產主義国家への共同での浸透および転覆工作の実行、共產主義の浸透に対抗するシステムの構築を行うものである。心理戦組織は、アメリカの主導下で心理戦の国別組織と統合組織を設立して広範かつ多面的な心理戦ネットワークを構築し、共產主義圏の内外で宣伝活動を始めとする各心理戦を展開するものである。

「太平案」には補足と保留が附帯していた。まず、「太平案」はSEATOや従来の二国間同盟の代替組織ではなく、これを補完するものであるということである。次に、各国の国内調整上の煩雑さの予想と戦争準備進行の印象回避のため、当面はCINCPACの諮問機関として「合同参謀委員会」のみを設立し、この委員会が各国との秘密裏の協議のために組織創設の計画を作成するとされた。つまり、「太平案」は本文では公式的な新たな集団安全保障組織の創設を謳いつつも、当面の目標を非公式的な「合同参謀委員会」の設置に限定していたのである。葉公超は、この保留は「太平案」が国府の集団安全保障構想の初歩であることを示すものであり、アメリカが「太平

案」の規模が大きすぎると判断するならば、国府は「合同参謀委員会」の設立の考慮を望むと説明した。⁽⁷⁹⁾

だが、実際には「太平案」の保留部分は葉公超が独断で作成したものであった。葉公超によれば、蒋介石の原則的な指示に沿って外交部が作成した「太平案」の原稿は、大部分が共產主義のイデオロギーと冷戦におけるアジアの重要性について記述で占める、中国語で二七頁の厚さの「大作 (Magnum Opus)」であった。「太平案」を「ごみ箱に捨ててしまいたい」と感じた葉公超に同情した陳誠は、葉公超に修正を任せたものの「本提案は提出されなければならぬ」と指示した。そこで、葉公超は中国語で一〇頁に編集した「太平案」を国務省に提出した。「国府は本提案全体を採用するよりもより規模の小さいものを望む」という保留は、「太平案」を好ましく思わない葉公超が付加したものであったのである。⁽⁸⁰⁾

これは、それまで「合同参謀組織」の設置を集団安全保障組織設立の前段階として提示する慎重さを見せていた蒋介石が、「太平案」の作成にあたってはその慎重さを失ったことを表している。その背景には、モンゴル国連加盟をめぐる紛糾により、国府の国連議席喪失が現実味を帯びつつあったためであると考えられる。モンゴル・モリタニア国連一括加盟のソ連提案に対し、モンゴルの独立を認めない国府は、モンゴル国連加盟申請への拒否権行使を公言していた。しかし、国府が拒否権を行使し一括加盟の提案を破綻させれば、モリタニア国連加盟を支持するアフリカ諸国が国連中国代表権問題における立場を翻し、大挙して中国支持に傾くことは確実視されていた。そのためケネディ政権はモンゴル国連加盟の黙認を国府に要求していたが、国府はなおも既定方針を堅持していた。こうして国連議席喪失の危機に見舞われた国府には、反共諸国からの確固たる支持が不可欠になり、明確な反共姿勢に対するアメリカの確約と東アジアの反共主義諸国との結束の重要性は増した。これらを担保するための構想こそが、「太平案」であった。

だが陳誠の提案にすら否定的な反応を示したアメリカが、より公式的で軍事的色彩の濃い「太平案」に反発する

ことは必至であった。そこで、アメリカとの安定的な関係を求める葉公超は陳誠の容認の下「太平洋案」の原案を修正し、その規模を縮小して非公式の「合同参謀委員会」の設置に提案を限定するよう努めたのであろう。こうして「太平洋案」は、アメリカに提出する前に蒋介石の意図したものと異なる計画に変更されてしまった。⁽⁸¹⁾

2 「太平洋案」不採用の決定と国府のASA加盟の試みの挫折

一方で、ケネディ政権もアジア・太平洋地域における地域協力を支持していた。ケネディは政権発足直後の一九六一年一月に、ラスクに対してアジア・太平洋地域に対する政策の見直しを指示した。国務省は四月に政策の検討を終了し、オーストラリアを中心として、ミクロネシア、インドネシア、日本、フィリピン、沖縄の間での地域協力を促進する「新太平洋共同体 (New Pacific Community)」の構築を提言した。この「新太平洋共同体」の構想は、インドシナへの共産主義勢力浸透の脅威が高まる中、地域協力の促進による隣接地域の共産主義への対抗能力の強化を狙ったものであった。しかし、軍事介入や軍隊駐留により形成された「醜いアメリカ」像を払拭したいケネディ政権は、この構想の軍事的色彩を薄め、政治的安定と経済発展の促進に主眼に置いていた。⁽⁸²⁾

ケネディ政権が地域協力によるアジア地域の政治的安定と経済発展を強調したのは、共産主義勢力の脅威の中心はアジア・アフリカ・ラテンアメリカへと移行し、その形態は現地のナシヨナリズムと結合した非正規戦、反乱や政府転覆へと変化していたからであった。低開発がアジア地域の共産主義に対する脆弱性の根源と見なしたケネディ政権は、ナシヨナリズム、集団安全保障と経済問題という三つの問題に対処しうる方策として地域協力の促進を志向したのである。⁽⁸³⁾

経済面での地域協力を志向するケネディ政権の方針の下では、軍事面を前面に押し出した「太平洋案」が採用される見込みは少なかった。加えて、国務省では国府の意図に対する疑念も強かった。「太平洋案」を検討した中国課は、

「太平洋案」は陳誠の提案よりも「はるかに公式的かつ恒久的な組織を志向している」のであり、保留があっても「国府が最終的にそのような「集団安全保障」組織が形成されるのを望んでいることは確実であろう」と、国府の野心に懸念を抱いた。すなわち、「国府は実際にはほとんどあるいは全くS.E.A.T.Oの存続には関心を抱いていない」のである。さらに「太平洋案」を採用すれば、「我々が極東で保持する多国間関係に悪影響をもたらすであろう」とも予測していた。⁽⁸⁴⁾

こうした国務省の「太平洋案」に対する否定的な反応は国府にも伝達された。九月二〇日にマコノギーは葉公超に對して、「我々は現存の体制 (arrangement) を最大限利用するよう努力すべきであり、危機時に同盟国との協議のためにそれを変化させたり、代替の体制を構築したりすべきではない」というのが国務省の「全体的な感覚」であると述べている。⁽⁸⁵⁾

だが九月末以降、国府では東アジアでの集団安全保障組織創設を求める意見が相次いで提出された。九月二十九日には立法委員の王大任が、国府はアメリカの「宥和」政策にこれ以上制約されるべきではなく、韓国、フィリピンおよび南ベトナムと「自由中国を回復するための」地域組織を創設することで「外交的イニシアティブ」をとり、アメリカの外交政策に影響を与えるべきと主張した。⁽⁸⁶⁾ また一〇月一四日には蒋介石も、韓国、タイ、マラヤ連邦、フィリピンおよび日本による「東アジア反共連盟」の形成は共産主義勢力による転覆活動の阻止に有益であると述べた。⁽⁸⁷⁾ この他にも、台湾の新聞には集団安全保障組織創設を要求する議論が多々掲載された。⁽⁸⁸⁾

これは国連総会の開催が一〇月に迫り、モンゴル国連加盟の阻止に固執する国府がいよいよ国連議席喪失の瀬戸際に立たされたためである。⁽⁸⁹⁾ こうした中、東アジアでの集団安全保障組織設立は国府国連議席保持だけでなく、国連脱退後における国府の国際的地位維持の手段と見なされるようになった。一〇月二日の総理記念週に国民党中央委員会常務委員の陶希聖は演説し、安全保障理事会で共産主義の侵略に対抗する軍事行動を決議できない国際連合

は、「憲章の趣旨から益々離れ、国際連盟に益々近づいている」と機能不全に陥りつつあることを指摘した。そこで、「アジアの自由国家は決然と立ち上がり、連盟を組織し、国際連合の内部でも外部でも行動する能力を有し、集団の力量で自由と平和を守るべき」なのであった。⁽⁹⁰⁾つまり、東アジアの反共主義諸国は国連とは別の組織を創設して結束し、国連における影響力の増大と国連外での共産主義勢力への対抗能力の獲得を図るべきというのである。

しかし、アメリカの「太平洋案」への否定的な反応は変わらなかった。一月にマコノギーは各大使館、國務省および軍部の「太平洋案」への反対意見を集約し、ラスクに対して口頭で葉公超に対して「太平洋案」不採用を告げる権限を要請した。⁽⁹¹⁾ラスクはマコノギーの建議を承認したものの、国府への回答はこの時最大の懸案であった国連中国代表権問題が解決するまで先延ばしにすることにした。⁽⁹²⁾

国連中国代表権問題に関する投票は一月一六日に行われた。ケネディから中国国連加盟への拒否権行使の言質を取り付けた国府がモンゴル国連加盟を黙認したことにより、アフリカ諸国は国府支持の態度を鮮明にした。この結果、中国代表権の変更に関する提案は総会の三分の二の賛成が必要であるとする「重要事項指定方案」が可決され、国府の国連議席は守られた。⁽⁹³⁾

この後の一九日に、極東担当國務次官補代理のステイブス (John M. Steeves) が江易生駐米公使に対して、アメリカは既存の軍事設備や連絡網を利用することで「太平洋案」の目的が達せられると判断しており、「いかなる新たな公式的な防衛体制に加わることも躊躇」していると、「太平洋案」の不採用を伝達した。⁽⁹⁴⁾

江易生はアメリカの立場に理解を示し、反発しなかった。⁽⁹⁵⁾この後も、国府は「太平洋案」に固執しなかった。これは、葉公超の修正により「太平洋案」提出の当初の目的がすでに果たし得なくなっていたためであろう。葉公超はモンゴル国連加盟問題で蒋介石に対して対米協調を優先した政策転換を求めていたことも関連し、一月に駐米大使

の任を解かれた。⁽⁹⁶⁾ 蒋介石は葉公超を左遷した理由として、「近年アメリカでの言動が荒唐無稽である」ため、アメリカに留めれば国府批判を展開していた元台湾省主席の「呉国禎よりも甚だしい」ほどの「悪事を働く」ことを挙げた。⁽⁹⁷⁾

もつとも、国連中国代表権問題において米華が共同歩調をとり国府議席の維持に成功したことは、国府の抱いていたケネディ政権の対中・対華政策の変化への懸念も払拭していた。ケネディ政権が中国との宥和を否定しその国連加盟を阻止する決意を示したことで、アメリカに毅然とした反共姿勢を求めるために提起した集団安全保障組織の新設に執着する必要は無くなったのである。

ところで、七月にマラヤ連邦、フィリピンおよびタイが経済文化協力を目的とするASAを結成した。この三ヶ国は国内の共産ゲリラの活動による政治不安を抱えており、経済発展により治安対策を図るため、一九五八年ごろから地域協力組織の設立を模索していた。この組織には、非同盟諸国も加盟させる予定であった。しかし、六一年になりラオス危機に目前での共産主義拡大の脅威を感じた三ヶ国は、非同盟諸国の加盟を断念してASAの創設を決断した。⁽⁹⁸⁾ ASAの創設には、地域協力によるアジアの経済発展と政治的安定を志向していたケネディ政権も支持を与えていた。⁽⁹⁹⁾

翌年になり国府のASA加盟が議論された。一九六二年五月に杭立武駐タイ大使は外交部に打電し、マラヤ連邦側から国府がASAに加盟する意思を有しているか打診を受け、フィリピンとタイが国府加盟の提案を行えばマラヤ連邦は反対しない旨を伝えられたことを報告した。さらに、フィリピンも国府の加盟に対する賛意を段茂瀾に伝えていた。

沈昌煥は、ASAに加盟することで国府の国際的地位を強化すべきと蒋介石に提言した。その理由は、ASAの経済協力や文化交流の促進といった目的は国府の国策と合致しており、米英もASAを支持していたからである。

さらに、国府と国交の無いビルマも加入を考慮しているため、ビルマと友好関係を築くことで非同盟主義諸国の勢力を弱め共産主義の浸透や転覆に対する対抗能力を強めることも期待できた。そこで蒋介石は沈昌煥の提案を承認し、ASA加盟を検討するよう指示した⁽¹⁰⁾。

だが、九月のASA加盟国による国府、日本、韓国および南ベトナムの加盟についての協議の決定は、新規加盟の申請を暫時受理しないというものであった。その表面上の理由は設立されて間もないASAの基礎が不安定であるということであった。だが、実際にはマラヤ連邦が政治および経済的理由から新規加盟に反対したという⁽¹⁰⁾。この背景には、マラヤ連邦が提唱したマレーシア連邦構想に端を発するボルネオ島のサバ領有問題をめぐるマラヤ連邦とフィリピンの対立が深刻化していたことがあった。両国は、一旦はインドネシアを加えたマフィリンドという地域協力機構を設立して定期的に協議することで合意したものの、一九六三年九月のマレーシア連邦発足の断行はマレーシアとインドネシア・フィリピンの断交という事態をもたらした。このためASAは機能停止に陥り、東南アジアの地域協力機構が再び機能するには六七七年の東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nations = ASEAN) の発足を待たなければならなかった⁽¹⁰⁾。こうして、国府のASA加盟は実現しなかったのである。

(7) 「訪美時与美方第三次会谈記録」一九六一(民国五〇)年八月一日、同上。Memorandum of Conversation between Kennedy and Chiang, et al. August 1, 1961, *FRUS, 1961, 1963*, vol. 22, pp. 104-111.

(8) 以下述べる太平案の内容は次の文書による。「建立西太平洋集体安全組織草稿大綱」, 附於駐美大使館致外交部次長八六七号代電, 一九六〇(民国五〇)年八月一日, 外交部檔案, 太平案, 档号819/0006。近史所檔案館藏。*An Outline Proposal for a Collective Security Organization of the Anti-Communist Countries in the Western Pacific Asia,* attached to Rusk to CINCPAC, Taipei, Manila, Seoul, Saigon and Bangkok, August 25, 1961, 790.5/8-2561, *CUSSD, Central Files, FE, 1960-1963*。【太平案】の作成過程に関する史料は管見の限り見当たらない。

(9) Memorandum of Conversation between Rusk and Yeh, August 15, 1961, 611.93-8-1561, *CUSSD, Central Files, China, 1960-1963, Foreign Affairs* (Hereafter, *FA*).

- (80) Memorandum of Conversation between Yeh and Kiden (Acting Director for Chinese Affairs), August 17, 1961, 793.00/8-1761, *CUSSD, Central Files, China, 1960-January 1963, Internal Affairs* (Hereafter: IA).
- (81) なお、葉公超は「太平案」に關して、「日本の軍事的な重要性と日本が参加できない理由を、すでに頼副參謀總長に伝えており、日本を加えるよう主張したことはない」と述べている。葉公超致外交部次長八九一号來電、一九六一（民国五〇）年八月一六日、外交部檔案、中美關係、檔号805/0014、近史所檔案館藏。これは国府内部で日本を「太平案」に加えるべきとの議論があったことを示唆する。なお、管見の限り、「太平案」に關連して日本に言及した文書は他には見あたらない。
- (82) Timothy P. Maza, *John F. Kennedy and the New Pacific Community, 1961-1963*. (New York: St. Martin's Press, 1990), pp. 1-12.
- (83) 李鍾元「東アジアにおける冷戦と地域主義—アメリカの政策を中心に」『講座・世紀間の世界政治 第三卷 アジアの国際秩序』日本評論社、一九九三年、二一五—二六頁。
- (84) Rinden to McConaughy, August 16, 1961, 790.5/8-1661, *CUSSD, Central Files, FE, 1960-1963*.
- (85) Memorandum of Conversation between McConaughy and Yeh, September 20, 1961, 790.0/9-2061, *CUSSD, Central Files, FE, 1960-1963*.
- (86) Drumright to Rusk, October 24, 1961, 793.00/10-2461, *CUSSD, Central Files, China, IA, 1960-1963*.
- (87) 「總統對非教授羅塞士談 組織東亞反共聯盟足以遏共黨顛覆」『中央日報』一九六一（民国五〇）年一〇月一四日。
- (88) Drumright to Rusk, October 24, 1961, 793.00/10-2461, *CUSSD, Central Files, China, IA, 1960-1963*.
- (89) 石川誠人「信頼性の危機と維持」二七頁。
- (90) 「陶希聖在中央紀念週報告 聯合國的成敗閃頭」『中央日報』一九六一（民国五〇）年一〇月一四日。
- (91) McConaughy to Rusk, November 21, 1961, 790.5/11-2161, *CUSSD, Central Files, FE, 1960-1963*。「太平案」に最も反発したのは駐日大使館である。ラインシャワー (Erwin O. Reischauer) 駐日大使は、「アメリカが真剣に「太平案」を考慮するならば、国府の中国大陸への反攻作戦および朝鮮半島とインドシナでの軍事行動に日本の基地が巻き込まれるという懸念から、日本の中立主義が強まり、日米の安全保障の絆に緊張をもたらすだけでなく、日韓外交正常化の障害になると警告した。Reischauer to Rusk, September 21, 1961, 790.5/9-2161, *ibid*.
- (92) Memorandum from L. D. Battle (Executive Secretary) for McGeorge Bundy (President's Special Assistant for National Security Affairs), December 4, 1961, 790.5/12-461, *ibid*.
- (93) 石川誠人「信頼性の危機と維持」二八—二九頁。
- (94) Memorandum of Conversation between Yi-sheng King and Steeves, Yager, et al., December 19, 1961, 790.5/12-1961, *CUSSD, Central Files, FE, 1960-1963*.
- (95) *Ibid*.
- (96) 石川誠人「信頼性の危機と維持」二九頁。

こうして他の東アジア反共主義諸国との交渉に地域的集団安全保障組織の創設の望みを見出せなかった国府は、アメリカの主導性に期待するようになる。米華間における国連中国代表権問題の紛糾が深刻化したことと、訪台したジョンソンが蒋介石の提案に好意的に反応したことで、この動きは強まり、蒋介石は陳誠訪米の際に再度地域的集団安全保障組織設立をアメリカに提起しようとした。この背景には、蒋介石が中国での大飢饉の発生と中ソ対立を「大陸反攻」の好機と見なし、東南アジアも軍事反攻に利用していたこともあった。

だが、陳誠や葉公超は東アジア諸国間の連携強化には賛同していても、アメリカの反発を招きかねない地域的集団安全保障組織の設立には否定的であり、非公式的な「合同参謀組織」の設置を支持するに止まっていた。しかし、モンゴル国連加盟問題により国連議席喪失の不安に駆られた蒋介石は、「太平洋案」の提出により性急に公式的な集団安全保障組織の創設を求めようとした。そこで葉公超は、「太平洋案」の文言を大幅に修正し、その当面の目的を「合同参謀委員会」設置に限定して提出することで、アメリカの反発を緩和しようとした。

ケネディ政権は、「太平洋案」を真剣には検討しなかった。なぜなら、ケネディ政権のアジアの地域協力に対する関心は、「太平洋案」の強調する軍事面ではなく、経済面でのものであったからである。また、国府の「太平洋案」提出の意図に対する疑念もあった。さらにアメリカは、SEATOを中心とする既存の安全保障の枠組みでインドシナ危機に対応する方針であった。

国連中国代表権問題の決着の後、アメリカは「太平洋案」の不採用を国府に通知した。だが、国府は反発しなかった。なぜなら、「太平洋案」に固執する理由はもはや存在しなかったからである。そもそも葉公超が提出した「太平洋案」は当初の規模と形態とは異なっていた。また、ケネディが中国の国連加盟阻止を保証したことで国連中国代表権問題が解決し、国府の国連議席が当面維持されることが決定的になったことから、国府の国際的地位の凋落への不安も解消されていた。

ただし「太平案」の失敗は、国府が東アジア諸国と軍事同盟を結成できなかったことを意味していた。そのため「大陸反攻」の戦略は国府単独での軍事反攻を前提としなければならなくなった。実際に、一九六二年に国府が中国に対しての軍事反攻を試みた際には、他の東アジア諸国との連携は念頭に置かれず、アメリカに支援を求めるのみであった。⁽¹⁰³⁾ いわば、国府は「大陸反攻」を東アジア全体の課題とすることに失敗したのである。

一方で、東南アジアにおいてアメリカの支持を受けて設立されたA S Aは、一九六二年に国府の加盟を考慮した。しかし、マレーシア連邦構想をめぐる加盟国間の紛争によりA S Aは機能停止に陥り、ここに国府が参加する望みは絶たれた。こうして東アジア地域における集団安全保障組織の設立とA S A参加が不成功に終わったことで、国府が七一年に国連を脱退した後、その国際的孤立を止める主要な地域機構は存在しなくなったのである。

(103) 一九六二年の国府の「大陸反攻」の試みについては、以下を参照。石川誠人「国府の『大陸反攻』とケネディ政権の対応」『国際政治』第一四八号(二〇〇七年三月)。

〔付記〕 本稿は、二〇〇八年度立教大学学術推進特別重点資金(立教S F R)個人研究による研究成果の一部である。また本稿を執筆するに当たり、匿名の審査員二名と、佐橋亮、高木佑輔、福田円の各氏から有益な意見を頂戴した。ここに謝意を表す。